

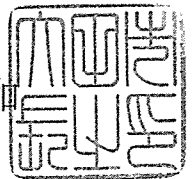
大田市公告第 6 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 6 第 3 項の規定により大田市森林整備計画を変更したいので、同法第 10 条の 6 第 4 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、大田市森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、大田市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、大田市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和 5 年 2 月 3 日

大田市長 楫野弘和



1. 縦覧場所 大田市役所産業振興部森づくり推進課

2. 縦覧期間 自 令和 5 年 2 月 3 日

至 令和 5 年 3 月 3 日